

ことゝなつた。

八、要求事項

- 1、吾々が推薦する營業者と契約せられたし
- 2、河合映畫會社の直營とせられたし
- 3、現在の従業員を此の儘使用せられたし
- 4、右不可なる場合は此の儘一ヶ月間吾々に營業を經營せられたし

九、経過

會社側は前項の要求を拒絶し他に家屋の貸與契約をなしたので新借主は三月一日より營業を開始すべく且つ事業更新の爲現在の従業員全部を解雇することゝなつたので、従業員一同は更に引續き雇傭方新營業者に要求したるも拒絶せられ、遂に二月二十四日所轄警察署長に調停を依頼し種々折衝の結果

左の通解決せり。

十、解決條件

雇主山田鎮吉は従業員に對し左の方法に依る金額を支給すること

- 1、二月分の家賃として現金二百九拾三圓九拾錢を従業員に支給すること
- 2、二月二十六日演說會の收入金百四拾六圓九拾錢従業員に支給すること
- 3、二月分電氣料二百六拾六圓九拾錢は雇主の負擔とす
合計七百七圓九拾錢を支給す
- 4、給仕五人下足番二人は現在通引續き使用すること